

[委員会からのお知らせ](#)

[第214回食品安全委員会議事概要](#)

日時:平成19年11月8日(木) 14:00~14:55

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:18名

議事概要:

(1)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「セフトペラゾン」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)抗菌剤で、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2)遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

2)「PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

2)食品の栄養強化のために用いられる食品添加物で、飲料等に用いられています。

(3)新開発食品専門調査会における審議状況について

1)「明治リカルデント(TM)ミルク」に関する意見・情報の募集について

2)「モーニングバランス」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)歯を丈夫で健康にすることを特定の保健の目的とする乳飲料形態の食品です。

2)食後の血糖値の上昇を穏やかにすることを特定の保健の目的とするパン形態の食品です。

(4)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)農薬「ダイムロン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「ダイムロンの一日摂取許容量(ADI)を0.3mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2)農薬「テブフェノジド」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「テブフェノジドの一日摂取許容量(ADI)を0.016mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2)殺虫剤で、水稻、いちご、茶等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

(5)「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」に基づくリスク管理機関からの照会について(報告)

1)次亜塩素酸水の成分規格について

2)ポリソルベート類の使用基準について

- ・照会内容及び回答内容について、事務局から報告。

<参考>

1)殺菌料で、塩酸又は食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液です。同様のハロゲン系の殺菌料として、次亜塩素酸ナトリウム及び高度サラシ粉が食品添加物として指定されています。

2)欧米諸国等において、乳化、分散化、可溶化剤としてパン、ケーキミックス、サラダドレッシング、ショートニングオイル、チョコレート等に広く使用が認められています。

(6)食品安全委員会の10月の運営について

事務局から報告。

(7)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年10月分)について

・10月に寄せられた75件について事務局から報告。

(8)その他

- ・動物用医薬品専門調査会確認評価部会の審議体制について報告(専門委員の改選に伴うメンバーの変更)
- ・肥料・飼料等専門調査会飼料評価部会の審議体制について報告(専門委員の改選に伴うメンバーの変更)
- ・薬剤耐性菌に関するWGの審議体制について報告(調査会の名称の変更(微生物→微生物・ウイルス)及び専門委員の改選に伴うメンバーの変更)

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)